# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項	目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

おいらせ町は、住民基本台帳事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

## 評価実施機関名

おいらせ町長

### 公表日

令和2年3月10日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	
①事務の名称	
	住民基本台帳に関する事務
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものである。そして、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。
	当町では、住基法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに、住民基本台帳に編成・作成 ②転入届、転出届、転居届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修 正
②事務の概要	③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 ⑤本人又は同一世帯に属するものの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カードを用いた本人確認
	なお、「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、事務を委任する機構に 対する情報の提供も含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1.住民記録システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3.中間サーバ 4.団体内統合宛名システム  ※後述の「2.特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、 住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、当町CS(コミュニケーションサーバ)において管
	理がなされているため、以降は住民基本台帳ネットワークシステム内の当町CS分について記載する。
2. 特定個人情報ファイル:	名
住民基本台帳ファイル、本人の	<b>崔認情報ファイル、送付先情報ファイル</b>
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2.住民基本台帳法(住基法) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等)

・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)

・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村執行機関への本人確認情報の提供)

・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提

・第30条6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

供)

4. 情報提供ネットワーク	ンステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	【情報照会事務】なし 【情報提供事務】 番号法第19条第8号別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,9 1,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 別表第二省令第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,15,16,20,22,23,24,25,27,28,31,32,33,37,38,39,41,43,45,47,48,50,51,53,55,56,57,58,5 9条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	町民課				
②所属長の役職名	町民課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	おいらせ町総務課 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-2111				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	おいらせ町総務課 〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-2111				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいける。		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	12年1月31日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
_	項目評価		c. bT == == -	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実別   されている。	施機関に	ついては、それぞれ国	E点項日評(	『価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記	と載		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムで		はい		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(掛	是供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	く選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

# 変更箇所

<u> </u>	<b>7</b> 1				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月10日	正•利用停止請求	おいらせ町企画財政課 〒039-2192 青森県 上北郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-	おいらせ町総務課 〒039-2192 青森県上北 郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-2111	事後	担当課訂正による
平成27年11月10日	5. 評価実施機関における担 当部署	小向 仁生	町民課長 澤田 常男	事後	担当課訂正による
平成27年11月10日	り扱う事務 ②事務の概要		削除	事後	担当課訂正による
平成27年11月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基 法」という。)に基づき作成されるものであり、市	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基 法」という。)に基づき作成されるものであり、	事後	担当課訂正による
平成27年11月10日	1. 特定個人情報ファイルを取	おいらせ町は、住基法及び行政手続きにおける	当町では、住基法及び行政手続きにおける特 定の個人を識別するための番号の利用等に関	事後	担当課訂正による
平成27年11月10日		①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに、住民 基本台帳に編成・作成		担当課訂正による
平成27年11月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	④転入届に基づき住民票の記載をした際の転 出元市町村に対する通知	④転入届に基づき住民票の記載をした際の転 出元市区町村に対する通知	事後	担当課訂正による
平成27年11月10日		※後述の「2.特定個人情報ファイル名」に示す	※後述の「2.特定個人情報ファイル名」に示す (略)構成要素のうち、当町CS(コミュニケーショ	事後	担当課訂正による
平成30年4月6日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	課長 小向 仁生	町民課長 澤田 常男	事後	人事異動による
平成30年4月6日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ		おいらせ町総務課 〒039-2192 青森県上北 郡おいらせ町中下田135-2 電話0178-56-2111	事後	担当課訂正による
令和1年6月24日	こ 部体学体機関における 10	町民課長 澤田 常男	町民課長	事後	取扱いの変更
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策			事後	新様式への変更
令和2年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月2日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	評価再実施による
令和2年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月2日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	評価再実施による
令和3年6月25日	1	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	法律の改正による
	•	•			•